平成２６年（フ）第１４９号
静岡県浜松市西区大人見町3347番地の３　テ・ヴェールⅠ201、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番14―301号　ピュアライフ高丘
債務者　ブラガ　ロジネイこと　ブラガ　ロジネイ　フェレイラ
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
静岡県浜松市西区大人見町3347番地の３　テ・ヴェールⅠ201、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番14―301号　ピュアライフ高丘
債務者　ブラガ　ミルビアこと　コスタ　デ　オリベイラ　ブラガ　ミルビア　コンソラタ
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
静岡県浜松市南区法枝町1280番地の６
債務者　宮下　　毅
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
静岡県浜松市東区天龍川町12番地の１　サンシティ天龍川107号室、前住所静岡県浜松市東区天龍川町223番地の３　石原コーポ202
債務者　鈴木　利行
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６６２号
岡山市中区四御神218番地３
債務者　原淵　　清匡
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４２号
岡山市北区白石427番地１ピュアステージイタノ101
債務者　三垣　　隆文
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９号
岡山県加賀郡吉備中央町西1108番地１
債務者　難波　　博
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目２番23号　アコルデ63―205号
債務者　森　　佳代
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７９１号
横浜市中区三吉町１番地８　長者会館505号室
債務者　綱島　正光
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９２号
横浜市金沢区柴町38番地　メゾン小山101
債務者　松山　直樹
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９３号
横浜市金沢区柴町38番地　メゾン小山101
債務者　松山　桃子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０１４２号
埼玉県川口市元郷２丁目15―１―2301　エルザタワー55
破産者　秋山孝志こと　金　　孝志
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７６号
東京都千代田区岩本町１丁目10番５号
破産者　シーエフ・カンパニー株式会社
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７７号
東京都江戸川区篠崎町４丁目15―９　ロイヤルティアラⅡ202、開始決定時の住所東京都中央区日本橋箱崎町44番５―Ｂ606号
破産者　但木　　守
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５７４号
東京都北区王子６丁目４―12
破産者　岩切　雄司
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部